3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒105―0001 東京都港区虎ノ門二丁目10番１号　虎ノ門ツインビルディング　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構　金属環境事業部工事設計支援課　酒井
電話03―6758―8441
E-mail：nyuusatsu-h23061@jogmec.go.jp
⑵　入札説明書の交付場所
①　上記３⑴の場所
②　〒028―7303 岩手県八幡平市柏台１―３―１　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構　松尾管理事務所　所長　平井
電話0195―78―3156
※入札説明書の交付は、審査書類等の提出期限までとする。
⑶　入札書の受領期限　令和６年２月２日17時00分（郵送等の場合でも必着のこと）
⑷　開札の日時及び場所　令和６年２月７日11時00分　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構16階Ｈ会議室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項
①　この競争に参加を希望する者は、入札説明書に示した審査書類等を、令和６年１月26日17時00分までに提出しなければならない。
②　入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当役から上の書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
③　この競争に参加を希望する者は、封印した入札書を受領期限までに提出しなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　提出された審査書類等を審査した結果、当機構の要求仕様を満たしていると契約担当役が認めた者で、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　その他　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Contracting entity: IGARASHI Yoshiaki, Executive Vice President, Japan Organization for Metals and Energy Security (JOGMEC).
⑵　Classification of the products to be procured: 2
⑶　Nature and planned quantity of the product to be purchased: Calcium Carbonate (particles more than 95% in weight shall be finer than 45μm at size.), approximately 7,230t
⑷　Delivery period: From 1 April, 2024 through 31 March, 2025
⑸　Delivery place: Matsuo Neutralization Plant (Ichiban-chisaki, Matsuo-yoriki-daiichi-chiwari, Hachimantai-shi, Iwate Prefecture)
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures:
①　A person or entity who shall not come under Article 3 of "The Public announcement on the qualifications for participating in the tendering procedures by the Japan Organization for Metals and Energy Security (JOGMEC)".
②　A person or entity who shall have Grade A, B or C in terms of qualification "Sales of product" for participating in tenders by the Japan Organization for Metals and Energy Security (JOGMEC) (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2022, 2023 and 2024.
③　A person or entity who is not being suspended from Transactions by the request of the officials in charge of contract.
④　A person who shall have the proven ability to deliver the product required by this notice, on the date and to the place specified by the Official.
⑤　A person who shall have a established system to provide quick contacts and suitable countermeasures against fire or earthquake or other emergency even at night or at holiday.
⑥　A person who shall be the recipient of a tender explanation.
⑺　Time limit for tender: 17:00　2 February, 2024
⑻　Contact point for the notice: SAKAI Shin, Metals Environment Management Department, Japan Organization for Metals and Energy Security (JOGMEC), 10―1, Toranomon 2-chome, Minato-ku, Tokyo, 105―0001, Japan, Tel: 03―6758―8032. E-mail: nyuusatsu-h23061@jogmec.go.jp

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和５年12月１日
独立行政法人都市再生機構
東日本賃貸住宅本部
本部長　倉上　卓也
◎調達機関番号　599　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　76
⑵　調達件名及び数量　令和６年度住宅管理報「Ｙｏｕｒらうんじ」及びチラシの印刷業務一式
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による
⑷　履行期間　令和６年４月１日から令和７年２月28日まで
⑸　履行場所　入札説明書による
⑹　入札方法　本件は単価契約である。入札金額は、仕様書に示した品目ごとの予定数量に見積もった項目単位当たりの単価を乗じた額の総額とすること。なお、予定数量は機構の過去の実績をもとに算出した数量であり、発注を確約するものではない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。入札書には内訳書を同封することとし、内訳書に計算誤りや記載誤り、内訳書記載金額の入札書への記載誤りがあった場合、その入札書は無効とする。入札書及び内訳書は入札説明書に記載の様式を使用すること。なお、当該内訳書に記載されている金額を項目ごとの契約単価とする。
2　競争参加資格
⑴　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
⑵　令和５・６年度独立行政法人都市再生機構東日本地区物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、業種区分「製造」の資格を有すると認定された者であること。上記資格の申請の時期及び場所は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年10月１日付独立行政法人都市再生機構理事公示）による。なお、競争参加資格の認定を受けていない者も競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出することができるが、競争に参加するためには、申請書及び資料の提出期限までに当該資格の申請を行い確認を受け、かつ、開札日までに認定を受けていなければならない。
※「全省庁統一資格」は当機構の競争参加資格とは何ら関係がないため、注意されたい。
⑶　当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止の通知を受けている期間中でないこと。
⑷　不法な行為を行い、若しくは行うおそれがある団体、法人又はこれらの団体や法人に属する者で組織される団体、法人で当該業務の受託者として適当でないと当機構が認める者でないこと。
⑸　会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）、若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を受けていない者又は会社法（平成17年法律第85号）による特別清算を行っていない者であること。
⑹　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。